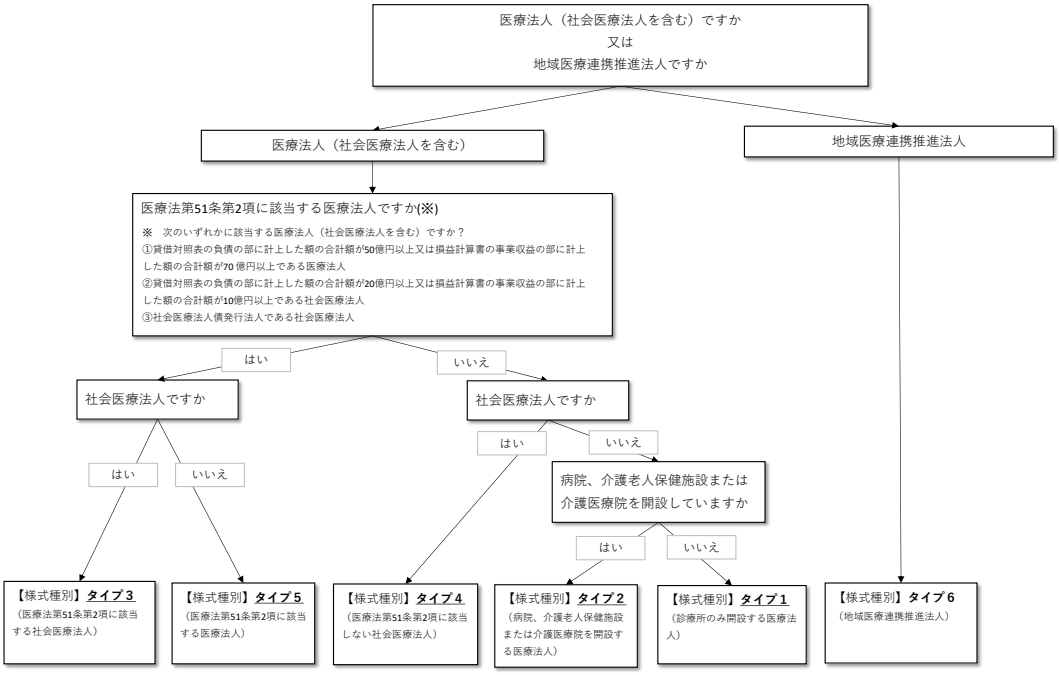
医療法人（社会医療法人を含む）ですか
又は
地域医療連携推進法人ですか
医療法人（社会医療法人を含む）
地域医療連携推進法人
医療法第51条第2項に該当する医療法人ですか(※)
※　次のいずれかに該当する医療法人（社会医療法人を含む）ですか？
①貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が50億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が70億円以上である医療法人
②貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が20億円以上又は損益計算書の事業収益の部に計上した額の合計額が10億円以上である社会医療法人
③社会医療法人債発行法人である社会医療法人
はい
いいえ
社会医療法人ですか
社会医療法人ですか
はい
いいえ
はい
いいえ
病院、介護老人保健施設または介護医療院を開設していますか
はい
いいえ
【様式種別】タイプ３
（医療法第51条第2項に該当する社会医療法人）
【様式種別】タイプ５
（医療法第51条第2項に該当する医療法人）
【様式種別】タイプ４
（医療法第51条第2項に該当しない社会医療法人）
【様式種別】タイプ２
（病院、介護老人保健施設または介護医療院を開設する医療法人）
【様式種別】タイプ１
（診療所のみ開設する医療法人）
【様式種別】タイプ６
（地域医療連携推進法人）